美唄市字チャシュナイ八四六番九から同市字チャシュナイ一〇一四番三六まで　前　三三・二〇～三四・二〇　後　〇・一一七
美唄市字チャシュナイ八三〇番四から同市字チャシュナイ七五三七番まで　前　三四・七〇～四七・一〇　後　〇・二七六
美唄市字チャシュナイ七八六番三から同市字チャシュナイ八一三番四まで　前　三七・九〇～五〇・〇〇　後　〇・〇二三
美唄市字茶志内一九七一番二地内　前　四二・四〇～四二・六〇　後　〇・〇〇八

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

路線名	北海道開発局長　高松　泰
供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号　美唄市字チャシュナイ八二八番一から同市字チャシュナイ七一九番一まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十二年十二月二十四日

○北海道開発局告示第百五十九号

石狩川水系漁川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日　北海道開発局長　高松　泰

○北海道開発局告示第百六十号

石狩川水系嶮淵川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日　北海道開発局長　高松　泰

○北海道開発局告示第百六十一号

石狩川水系幌向川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日　北海道開発局長　高松　泰

○北海道開発局告示第百六十二号

石狩川水系旧美唄川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局札幌開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日　北海道開発局長　高松　泰

人事異動

海上保安庁

（境海上保安部長）海上保安官　川西　剛伸
辞職を承認する
（呉海上保安部長）同　富崎　直仁
境海上保安部長に配置換する
一等海上保安監を命ずる
境港長を免ずる
呉港長を免ずる
（舞鶴海上保安部巡視船みうら船長）同　前田　基幸
呉海上保安部長に転任させる
呉港長を命ずる
（監察官）同　篠原　武次
舞鶴海上保安部巡視船みうら船長に転任させる
（境海上保安部巡視船きそ業務管理官）同　平井　勝彦
監察官に転任させる
（和歌山海上保安部長）同　乾　敏朗
横浜海上保安部巡視船いず業務管理官に転任させる
和歌山下津港長を免ずる
（第二管区海上保安本部総務部長）同　今井　丈二
和歌山海上保安部長に転任させる
和歌山下津港長を命ずる
（七尾海上保安部長）同　三國　利弥
第二管区海上保安本部総務部長に転任させる
七尾港長を免ずる
（根室海上保安部羅臼海上保安署巡視船てしお業務管理官）同　成瀬　永年
七尾海上保安部長に転任させる
二等海上保安監を命ずる
七尾港長を命ずる（以上十二月十七日）
（関西空港海上保安航空基地長）海上保安官　河合　弘
辞職を承認する
（海上保安学校宮城分校長）同　増田　尚道
関西空港海上保安航空基地長に転任させる
一等海上保安監を命ずる
泉州港長を命ずる
（水島海上保安部長）同　谷　義弘
鹿児島海上保安部巡視船はやと業務管理官に転任させる
水島港長を免ずる
（交通部航路標識測定船つしま船長）同　遠藤　和幸
水島海上保安部長に転任させる
水島港長を命ずる（以上十二月二十日）

最高裁判所

大阪地方裁判所判事補・大阪簡易裁判所判事　矢野　紀夫
鳥取地方裁判所判事補に補する
鳥取地方裁判所米子支部勤務を命ずる
兼ねて鳥取家庭裁判所判事補に補する
鳥取家庭裁判所米子支部勤務を命ずる
米子簡易裁判所判事に補する（十二月二十日）

長野県

○収用委員会予備委員任命
収用委員会予備委員は、欠員であったところ、十二月十一日次の者が任命された。
収用委員会予備委員　内田　雄治

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、十二月二十一日午前九時五十一分御出門、鉄道博物館を御視察のため、埼玉県さいたま市へ行幸啓、午後二時三十六分還幸啓になった。

官庁報告

文　教

日本学士院新会員の選定について

日本学士院は、平成22年12月13日開催の第1044回総会において、日本学士院法第3条の規定により、下記の12名を日本学士院会員に選定した。

平成22年12月24日

日本学士院長　久保　正彰

記

第1部第1分科	社会学博士・博士（経済学）	富永　健一
同	博士（文学）	東野　治之
第2分科	法学博士	小山　貞夫
同	法学博士	平井　宜雄
第3分科	Ph.D.	藤田　昌久